

令和5年6月21日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和5年6月21日（水曜日）午前10時開会

---

出席委員（6名）

小野 幸男 委員長  
辻 畑 めぐみ 副委員長  
今野 恭一 委員  
志子田 吉晃 委員  
伊藤 博章 委員  
曾我 ミヨ 委員

---

出席議長団（2名）

阿部 かほる 議長  
山本 進 副議長

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

市長	佐藤 光樹	副市長	千葉 幸太郎
市民生活部長	高橋 五智美	福祉子ども未来部長	長峯 清文
市立病院事務部長	鈴木 康弘	福祉子ども未来部 次長 兼生活福祉課長	並木 新司
総務部 政策課長	木皿 重之	市民生活部 市民課長	中村 成子
市民生活部 税務課長	志野 英朗	市民生活部 保険年金課長	布施 由貴子
福祉子ども未来部 保育課長	佐藤 聡志	福祉子ども未来部 健康づくり課長	阿部 公一
市民生活部 市民課市民総務係係長	阿部 俊弘		

---

事務局出席職員氏名

事務局長	相澤 和広	議事調査係長	石垣 聡
議事調査係主査	工藤 聡美	議事調査係主査	梅森 佑介

---

会議に付した事件

- 議案第 39 号 塩竈市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第 40 号 塩竈市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 41 号 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 42 号 塩竈市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 43 号 令和 5 年度塩竈市一般会計補正予算

午前10時00分 開会

○小野委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にマスクを外していただかなくても差し支えありません。

また、議場の扉を開放するなど、感染症対策を行いますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第39号「塩竈市印鑑条例の一部を改正する条例」、議案第40号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」、議案第41号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」、議案第42号「塩竈市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」、議案第43号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」の5件であります。

これより議事に入ります。

議案第39号ないし第43号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、塩竈市印鑑条例の一部を改正する条例など合計5か件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長のほうからご説明させますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○小野委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 それでは、市民課から、議案第39号「塩竈市印鑑条例の一部を改正する条例」についての説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.5、令和5年第2回塩竈市議会定例会議案及び資料No.8の第2回市議会定例会議案資料をご用意いただきたいと思います。

まず初めに、資料No.5の3ページをお開きください。

提案理由にございますとおり、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、資料No.8の5ページをお開きください。

1の概要でございますが、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機における印鑑登録証明書の交付に当たり、移動端末設備、スマートフォンでの申請を可能とするため、所要の改正を行おうとするものでございます。

2の改正内容でございますが、利用者証明用電子証明用に係る用語の整理を行うほか、多機能端末機における印鑑登録証明の申請について、個人番号カードに加え、移動端末設備、スマートフォンの利用を追加するものでございます。

なお、端末機を利用する際のイメージとして、操作を開始するところからの一連の流れを中央の図でお示ししておりますので、ご参照願います。

3の施行日でございますが、公布の日からとしております。

4の今後の予定につきましては、国の通知によりまして、令和5年度中に運用開始の予定となっております。

なお、同じ資料の左側4ページには、新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご参照のほど、お願い申し上げます。

議案第39号「塩竈市印鑑条例の一部改正」につきまして、市民課からの説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○小野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 それでは、税務課から、議案第40号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明をいたします。

初めに、資料No.5と8をご用意ください。

まず初めに、資料No.5をご覧いただきたいと思えます。こちらの6ページをお開きください。提案理由にございますとおり、地方税法などの一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

続いて、資料No.8をご用意ください。こちらの15ページをお開きください。

まず、1の概要ですが、提案理由のとおり、地方税法などの一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、2の改正の主な内容でございますが、まず1つ目として、(1)の森林環境税の導入に伴う徴収方法などの規定の整備で、令和6年度から新たに年間1人当たり1,000円を課税す

る森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加し、個人の市民税及び県民税に合わせて森林環境税を賦課徴収する規定を設ける案でございます。

下の表は、市民・県民税の均等割と森林環境税のこれまでと来年度以降の課税額についてでございます。

なお、表の下、米印にありますとおり、復旧・復興のため、市民税・県民税の均等割、それぞれ500円の加算措置は、令和5年度で終了することとなります。

次に、(2)の扶養親族など申告書の記載事項の簡素化ですが、こちらは、給与所得者の扶養親族など申告書につきまして、記載すべき事項が前年の申告内容と移動がない場合には、その移動がない旨記載によることができるとする案でございます。

最後に、(3)の特定小型電動機付自転車、いわゆる電動キックボードでございますが、こちらは道路交通法の一部改正により、電動キックボードなどに対応する新たな車両区分として、特定小型電動機付自転車が定義されることを踏まえ、三輪以上の特定小型電動機付自転車のミニカーの税率区分の3,700円から、原動機付自転車の税率区分2,000円に移行するという案でございます。

具体には以下の表のとおりでございます。変更案は網掛けの三輪以上の電動キックボードの年税額でございます。

なお、米印にありますとおり、改正後の軽自動車税は、令和6年度、令和6年4月1日所有者から適用される案となります。また、今申し上げました、主な改正内容などの市税条例一部改正新旧対照表は、今ご覧いただいております資料No.8の6ないし14ページのとおりとなっております。

議案第40号「塩竈市の市税条例の一部を改正する条例」につきまして、税務課からのご説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小野委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 それでは、保険年金課から2件ご説明をさせていただきます。

まず、議案第41号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明させていただきます。

資料No.5と資料No.8をご用意いたします。

まず、資料No.5の8ページをお開きください。

この条例改正の理由は、8ページの提案理由に記載のとおり、東京電力福島第一原子力発電

所の事故により、避難等を行った被災者に対する減免措置を1年間延長し、令和5年度の国民健康保険税の減免を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容を説明いたします。

資料No.8の18ページをお開き願います。

1の概要につきましては、原発事故により避難等を行った被災者に対する国保税減免につきまして、国の財政支援措置が段階的見直しの上、延長となったことから、令和5年度分の国保税について引き続き減免を行うため、所要の改正を行うものでございます。

2の減免対象となるのは、①といたしまして、帰還困難区域に居住していたため避難を行った世帯、②として、令和元年度までに指定が解除された、いわゆる旧避難指示区域等から避難を行った世帯のうち、上位所得者に該当しない世帯、③として、令和4年度及び令和5年4月1日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に居住していたため避難した世帯となります。

3の減免対象となる保険税は、令和4年度分及び令和5年度分の保険税で、令和5年4月1日から来年の3月31日までの間に納期限が設定されているものとなります。

なお、上記2の減免対象者の③の世帯のうち、上位所得者に該当する世帯は、令和5年度の保険税のうち、令和5年4月から9月分相当が減免の対象となります。

また、国の段階的見直しにより、平成26年までに指定が解除された区域から避難した世帯については、令和5年度の保険税の半額を減免対象といたします。

4の減免の申請手続については、令和4年度分既に減免を受けている方については、改めて申請を行っていただく必要はございません。

5、その他といたしまして、国からの財政支援であります。国が示す基準に減免を行った場合、全額国において補填されるものです。

なお、同じ資料の16ページ、17ページに新旧対照表を記載しておりますので、後ほどご参照願います。

議案第41号の説明は以上となります。

続きまして、議案第42号「塩竈市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。

資料No.5の9ページと、資料No.8の19ページが該当になりますが、この条例の改正内容につきましては、資料No.8の19ページ、新旧対照表でご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、本条例第2条に規定しております本市が行う傷病手当金の申請書の受付において引用しております宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新旧対照表の下線部にあるとおり、引用する条項にずれが生じることから、条例の改正を行うものでございます。

なお、この改正によりまして、条例の内容自体に変更が生じるものではございません。

議案第42号についての説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○小野委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 それでは、市民課から、議案第43号「令和5年度一般会計補正予算」のうち、市民課に係る補正予算について、ご説明申し上げます。

初めに、議案資料で事業の説明をさせていただきますので、資料No.8の30ページ、コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）についてをお開き願います。

資料No.8の30ページでございます。

1、事業の概要についてですが、本事業は一般財団法人自治総合センターが、地域社会の健全な発展と地域福祉の向上を目的に、町内会等によるコミュニティ活動の充実・強化を図る事業などに対して助成するものでございます。自治宝くじの受託事業収入を財源としておりますので、宝くじの普及広報の効果が発揮できることが採択の前提とされているものです。

本市が令和5年度事業として採択を受けました助成事業の概要は、表記載のとおりですので、ご参照ください。

次に、2の令和5年度の採択状況でございますが、香和町内会でテレビほかコミュニティ活動の備品を対象に180万円の助成額が採択されたほか、今宮地域町内会、塩釜舟入住宅自治会、藤倉親交会につきましても、表記載のとおり、採択されております。

次に、3のこれまでの経過でございますが、昨年、令和4年7月に募集を開始し、町内会等から市に対する仮申請を受け、10月には市から県に対する本申請を経て、令和5年3月に交付決定されたものでございます。

4の事業費及び財源内訳につきましては、自治総合センターからのコミュニティ助成金として680万円を計上するものでございます。

5の今後の予定につきましては、本定例会にてお認めをいただきました際には、7月より事業に着手してまいりたいと考えております。

続きまして、予算の内訳についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料No.7、令

和5年度塩竈市一般会計補正予算説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

まず、歳出予算でございますが、第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第18節負担金補助及び交付金としまして、680万円を計上するものでございます。こちらは事業内訳に記載のとおり、市民活動推進費として一般コミュニティ助成金を計上するものでございます。

次に、歳入予算についてご説明いたします。

同じ資料の3ページ、4ページをご覧ください。

この助成金の財源といたしまして、第21款諸収入第4項雑入第6目雑入に一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金として記載額950万円のうち680万円を計上しております。

以上がコミュニティ助成事業の説明となります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○小野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 続きまして、議案第43号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、保育課所管分について説明いたします。

資料No.8、第2回市議会定例会議案資料の33ページをお開きください。

保育所等物価高騰対策補助事業についてでございます。

1の概要ですが、令和5年3月に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金が、保育施設等の事業者支援を対象に含めて増額されたことを踏まえまして、エネルギー価格の高騰等の影響による運営費の増加が生じている保育所等に対し、当該交付金を活用した補助金を交付することで、安定した運営を支援しようとするものでございます。

2の対象事業者ですが、(1)私立保育所、4事業者5施設、2施設を運営する事業者がいるためでございます。(2)幼稚園、4事業者4施設。市内には5つの幼稚園ございますが、そのうち下記米印記載の平成27年度からの子ども子育て支援新制度に移行していない未移行の幼稚園1園、これを除いた分でございます。なお、この未移行幼稚園1園は、県事業の対象となっておりまして、補助内容については本市と同程度見込みと伺っております。(3)認定こども園、1事業者1施設。(4)小規模保育施設、2事業者2施設が対象となります。

3の補助金額ですが、施設の定員数掛ける補助単価4,300円です。この補助金額は、市内の対象園に昨年度の物価高騰の影響額を確認し、その相当額をカバーできるものとして算定し

たものでございます。

4の事業費及び財源内訳でございます。

事業費が353万9,000円、財源は全額国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

5の今後の予定でございます。本補正予算をお認めいただきましたら、令和5年7月から対象事業者へ補助事業の周知、交付申請を受付を開始し、補助金を交付してまいりたいと考えております。

続いて、隣の34ページでございます。

送迎用バス安全装置設置補助事業についてでございます。

1の概要です。

認定こども園等が保有する送迎用バスに安全装置設置等の取組が義務化されたことを踏まえ、送迎用バスに安全装置を設置しようとする事業者に対し補助金を交付することで、当該安全対策の実施を支援しようとするものでございます。

2の対象事業者です。

送迎用バスを保有している認定こども園、保育所、小規模保育施設となりますが、市内で送迎用バスを保有している対象事業者は、塩釜聖光幼稚園の1台のみとなっております。

なお、市内に5つの幼稚園ございます。こちらは宮城県の補助対象となっております。いずれも送迎用バスを保有しておりますが、県補助を活用して整備、もしくは整備予定とのことでございます。

3の補助金額です。

これは1台当たり17万5,000円以内でございます。これは、国の当該安全装置設置に係る補助基準の上限に準拠したものでございます。

4の事業費及び財源内訳でございます。

事業費は17万5,000円、財源は全額県の保育対策総合支援事業費補助金でございます。

5の今後の予定でございます。

本補正予算をお認めいただきましたら、令和5年7月から対象事業者へ補助事業の周知、交付申請受付を開始し、補助金を交付してまいりたいと考えております。

次に、歳入歳出についてでございます。

保育所等物価高騰対策補助事業及び送迎用バス安全装置設置補助事業について、併せてご説

明させていただきます。

資料№.7の令和5年度補正予算説明書、7、8ページをお開きください。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費、補正額371万4,000円、こちら右ページの第18節負担金補助及び交付金に371万4,000円で、うち保育所等物価高騰対策補助金が353万9,000円、送迎用バス安全装置設置補助金が17万5,000円でございます。

続きまして、歳入でございます。

同じ資料、お戻りいただきまして、3ページ、4ページをお開きください。

保育所等物価高騰対策補助事業の歳入ですが、こちらは第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金、こちら右ページ、第1節総務管理費国庫補助金、説明欄にありますとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち371万4,000円となります。

続いて、送迎用バス安全装置設置補助事業の歳入でございます。

こちらは第16款県支出金第2項県補助金第2目民生費県補助金、右ページに行きまして、第2節児童福祉費補助金17万5,000円、説明欄にありますとおり、保育対策総合支援事業費補助金でございます。

保育課からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○小野委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 生活福祉課からは、議案第43号「令和5年度一般会計補正予算」のうち、生活福祉課の事業に係るものについてご説明をいたします。

初めに、生活保護システムの改修についてご説明いたします。

資料№.8の31ページをご覧ください。

1の概要ですが、生活保護法による生活扶助費の基準改定、こちらは原則5年ごとに行われておりまして、本年10月から生活扶助費の基準改定及び生活保護者の被保護者の調査に関する調査項目の追加等が示されましたことから、生活保護機関事務システムの改修を行うため、補正予算を計上するものでございます。

2の生活扶助基準等の見直しの内容ですが、大きく2点。生活扶助費の基準改定と、被保護者調査に関する調査項目の追加・見直しに分かれてございます。

(1)の生活扶助費の基準改正です。

①臨時的特例的な措置として、当面2年間、被保護者1人当たり月額1,000円を生活扶助費に加算することとなっております。

②生活保護費の計算方法、こちらが第1類掛ける通減率プラス第2類プラス特例加算から算定するという方法に改められてございます。

(2)の被保護者調査に関する見直し内容ですが、こちら①から④に記載のとおり、調査項目の追加等が示されまして、これに伴う帳票類の改修が必要となってくるものでございます。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費といたしまして165万円。このうち、国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金によりまして、2分の1に当たる82万5,000円が補助されるものとなります。

4の今後の予定につきまして、本年10月の運用開始を目指して準備を進めてまいります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたしますので、資料No.7、補正予算説明書8ページをご覧ください。

歳出といたしましては、第3款民生費第3項生活保護費第1目生活保護総務費に生活保護事務費として、電算業務委託料165万円を計上してございます。

同じ資料の3ページ、4ページをご覧ください。

その財源でございます。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金、こちらに生活困窮者就労準備支援事業費等補助金として82万5,000円を計上してございます。

次に、災害援護貸付資金事業についてご説明いたします。

資料No.8の32ページにお戻りいただきたいと思っております。

1の概要にございますとおり、東日本大震災で被災された方に対して、平成23年7月から貸付事業を開始しておりましたが、今般、国の政令の改正を受けまして、申請期限が令和6年3月31日まで、さらに1年間延長されたものでございます。これに伴いまして、補正予算を計上するものでございます。

2の制度内容については、(1)から(6)まで、こちらはこれまでと変更はございません。

(7)の部分、こちらにつきまして、令和5年3月31日であったものが、令和6年3月31日に改正されてございます。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費といたしましては、1件の申請を見込んで170万円を計上しております。財源は、地方債、災害援護資金貸付金を予定しております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

資料No.7、補正予算説明書の7ページ、8ページをご覧ください。

初めに歳出でございます。

第3款民生費第4項災害救助費第1目災害救助費に、災害援護資金貸付金といたしまして170万円を計上しております。

同じ資料の3ページ、4ページをご覧ください。

その財源といたしまして、第22款市債第1項市債第2目民生債に、災害援護資金貸付金として170万円を計上してございます。

また、資料No.6の補正予算の4ページをご覧ください。

こちらに表2地方債補正の1、追加の表に、災害援護資金貸付金として、限度額170万円を新たに追加してございます。

生活福祉課からの説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○小野委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 続きまして、健康づくり課からは、議案第43号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」における健康づくり課所管の内容についてご説明いたします。

まず初めに、資料No.8をご用意願いたいと存じます。

資料No.8の35ページをご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種事業についてご説明いたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、現在、市内の医療機関による個別接種にて進めさせていただいております。これまで、個別接種促進のために市内医療機関に対し、個別接種奨励金を都道府県にて交付させていただいておりましたが、国における新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱の一部が改正されまして、個別接種奨励金が市町村にて交付することになりましたことから、本市でもこれまでどおり円滑に個別接種を実施することができるよう体制を構築するため、補正予算を計上するものでございます。

2の個別接種促進の支援のため行います、個別接種奨励金について説明させていただきます。まず、内容についてです。

個別接種奨励金につきましては、1週当たり100回以上の接種を2か月の間に4週以上実施

しました医療機関を対象に奨励金を交付するものでございます。奨励金の額は、1回接種当たり2,000円交付いたします。

交付の対象につきましては、市内の新型コロナワクチン接種を実施している診療所となります。

対象となる接種数につきましては、令和4年度の実績から4,450回と想定しております。

3の事業費及び財源内訳についてでございます。

事業費につきましては890万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を財源としております。

続きまして、本事業の歳出歳入につきまして、資料No.7で説明をさせていただきたいと存じます。

最初に、歳出からご説明させていただきます。

資料No.7の9ページ、10ページをお開きください。

第4款衛生費第1項保健衛生費第2目予防費第18節負担金補助金及び交付金に、事業内訳、新型コロナウイルスワクチン接種事業の新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金として補正額890万円を計上しております。

引き続き、歳入につきましては、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願いたいと存じます。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第3目衛生費国庫補助金第1節保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金として890万円を計上しております。こちらが、新型コロナウイルスワクチン接種事業の財源となります。

健康づくり課からの新型コロナウイルスワクチン接種事業についての説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○小野委員長 これより、質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に、着座のままで構いませんので、ご案内申し上げます。ございませんか。志子田委員。

○志子田委員 私から、全般的にお聞きします。

議案39号ですけれども、資料No.8の5ページですけれども、コンビニ利用できるようになったので、これもますます便利になったということでございますが、これ塩竈市だけというか、全国的にということなのか、その辺のところ、全国対応なのか、塩竈市独自の対応なのかだ

けお聞きします。

○小野委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 ただいまの質疑にお答えいたします。

全国的な展開なのかどうかというご質疑でございました。

国では、令和5年5月11日よりこのマイナンバーの機能につきまして、スマートフォンの搭載ということで、順次、各種のサービスの展開を始めるということになってございます。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

議案第40号で、資料No.8の15ページから、ちょっと環境税のことと、それから、その前の廃止になる復興税が令和5年で終了する。終了したら国民にとっては税金が安くなるのかなと思ったら、その代わりに森林環境税が入るということで、払う税金の額は一緒だけれども、片方やっとな税金がなくなったら、新たにその分、1,000円新しい税金の項目をつけて、みんなから徴収するという、これは国の考え方でしょうけれども、私は国の方針、そういう考え方、1,000円たりとも徴税するという考えには反対なんですけど、ただ市としては、そのように全国的に決まったのであれば、塩竈市だけ取らないというわけにもいかないし、もし取らないということだったら、あるいはその分負担すると言っても、個別のことですから、そういうことも不可能ですから、市としては、これでやるということに対しては私は賛成なんですけれども、ただ国のこの制度については、ちょっとそういうみみっちい1,000円も環境復興のためにみんな苦しんで、その協力するために税金を集めてたのね。今度なくなったから、その分で森林環境税だっというような、そのような方針は非常に許しがたいと私は考えております。

その辺のところ、復興税が終了したといういきさつと、環境税が入ったというその辺のところの考え、それから、この森林環境税というのは、目的税になって、そのために使うものなのか、その辺の森林環境税についての国の税金の考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

市の考えは、当然、塩竈市としてはやらざるを得ないので、理解いたします。よろしく願いします。

○小野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 まず、市県民税の終えることにつきましては、条例で令和5年まで

と定められておりますことから、今年度をもちまして終えるという内容になっております。

続きまして、森林環境税の目的及びその使途でございますけれども、目的につきましては、パリ協定という国際協定がございますが、この件に付随しまして、我が国の温室効果ガスの排出削減目標の達成、それと、災害防止を図るため、地方財源を安定的に確保するためというものでございます。

これをもちまして、市町村に対してはこの徴収された税をもちまして、森林環境譲与税ということで、今の目的を達成するため、市町村に全額譲与されるという内容になっておりますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

国でやれば、市は当然やらざるを得ないけれども、ちょっと国の考え方について意見を述べさせていただきます。

それから、その次の議案第41号なんですけれども、資料No.8の18ページ。

原発の避難者だということなので、そういう全国的にまだそういう方がおられるうちは、そのように続けるということなんでしょうから、当然、そういう方に減免制度は、引き続き、ふるさとに戻るまではやるべきだと思いますので、理解をいたすところでございます。

議案第42号は項目の変更ということで、字句の条例のところだけでございますので、中身の変更ではないので、これも当然、議案42号も直さなきゃない条例ですので、当然の行為だと思っております。

議案第43号からの資料No.8の30ページ、コミュニティ助成事業ですか、7月事業着手ということになっているんですけれども、そういうお役所用語で分かるんですけれども、具体的には着手というと、どういう市民に分かるような説明だとすると、どういう流れになっていて、7月1日からもう申し込んでいたものがもう順次、各町内会に届くものなのか、その辺のところの、7月着手の具体的な流れをお聞かせください。

○小野委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 コミュニティ助成事業の流れというご質問いただいております。

こちら、そもそも決定までの経緯というところでご説明申し上げますけれども、年度当初、4月あたりに各町内会に事業のご紹介をさせていただきます。そして、事業の詳細というのが、大体5月下旬、6月頃に県から参りますので、改めて7月に募集をかける、広報紙を使

いながら募集をかけるという流れになっております。

ご希望の町内会につきましては、9月の月上旬あたりまでに申請をいただきながら、10月に県のヒアリングを受けまして、自治総合センターに提出をしていくという一連の流れになってございます。

その上で、3月に決定の通知が参りますので、それを受けて、何ていうんでしょうね、具体の事業に取り組んでいくということで、今定例会でお認めをいただきましたらば、7月に具体の採択を受けました町内会で事業を行っていただくという一連の流れになってございます。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 その事業の流れということだから、7月からここに採択されている4つの町内会については、決定された後、どういう具体的な流れになるか、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども願います。

○小野委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 決定をしている具体の流れということでのご質問かと思えます。

今回、採択受けている町内会につきましては、それぞれもう既に備品の具体のご要望が決まっております。ですので、7月以降にこういった何ていうんでしょう、具体のご希望の商品につきまして、購入の段取りをしていただくということで進めていただくという流れになります。購入についての進めをしていただくということになります。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

購入の段取りといっても、決定したらお金だけ振り込むということじゃないよということですか。町内会が自主的に先に申し込んでいたものを、その業者に発注してくださいということですか。あるいは、もう自動的に決まったら、もう言うてあるから、もう業者がその町内会に品物をすぐ持ってくるということですか。その辺のところ、ちょっと聞かせください。

○小野委員長 高橋市民生活部長。

○高橋市民生活部長 今のご質問のところですけども、まず、今回の補正予算で計上させていただいておりますこの金額、こちらをお認めいただきましたら、あとは各採択を受けている

4 自治会から市に対しまして、補助という形になりますので、補助の申請をしていただきます。補助の申請をしていただきまして、それはあと市で補助決定ということで、補助決定通知を出しましたら、あとは、この自治会で要望しています内容のものを購入していただくという形になります。それが一応、事務的な流れということになっております。

以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。今の説明でよく分かりました。よろしく願いいたします。

その下の保育所の物価高対策事業ですけれども、353万円、それから、送迎バス17万円、こういうときに市内の事業所、どういう業界もそうなんですけれども、苦しんでいるときにそういうことをやっていくということですので、大いにそういうものはいっぱいやって、とにかく市内の事業所、保育所ばかりじゃなくて、いろいろ潰れないように応援をお願いしたいと思います。

今回はこういう金額でということですが、引き続き、どこかの事業者が倒産してしまうと、市に税収が入ってこなくなりますから。だから、補助をもらえば頑張れるんだというところは、やっぱり生かしていただいて、助けていただいて、そして、景気状況がよくなって、後々塩竈市に税収が入りますように応援お願いしたいと思います。もう一回倒産してしまうと、もうあとはその従業員関係の所得税も響いて、市税の収入が減りますので、応援よろしくお願いしたいと思います。

この金額の353万円の金額の決め方の基本的な考えをお願いします。

○小野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 こちらの算定につきましては、市内の公私立保育所等12園、全体で昨年度の金額で、令和4年度の金額と令和3年度の比較を行いまして、全体として350万円ほど増額、20%ぐらい上がっているということでしたので、これをちょっと人数割りしながら、353万9,000円の補正予算を計上させてもらったものでございます。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

燃料代が、だから1年前と比べると20%ぐらい上がっているという基準を基に、この金額決

まったという今の説明でございましたので、了承したいと思います。

その次の、生活保護費なんですけれども、資料No.8の31ページ、5年ごと見直しで、今回、見直しの年になったので、でもこの金額、1人当たり1,000円ってね、1,000円か5年間っていう気持ちはあるんですけども、これ国で決めるんだから塩竈市で勝手に1,000円って決めたんじゃないというのはわかりますけれども、その辺のところの見直しの基準みたいなどころ、どういう仕組みでこうなって1,000円になったんだというところをお聞かせ願いたいと思います。

○小野委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 今回の基準の見直しでございます。

国としても、今回、検証する、実際の生活保護費の基準を決めるために検証する部分で、令和元年度以降の社会情勢であるとか、物価とか、そういうものから基準を検討するそうなんです、それが新型コロナの影響でありますとか、エネルギー関係での物価高騰とか、そういったものがありまして、非常に困難であったというようなことを国から伝えられてございます。

その中で、今回のこの1人当たり1,000円というものについては、当面2年間の臨時的な、特例的な対策として行って、なので令和7年以降については、これは、またその予算を作成する段階で見直しをしていきますというような通達を受けてございました。

やはり委員おっしゃるとおり、かなり厳しい中でのこの今回の1人当たり1,000円の追加というところが出されてきているということのようです。

以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

物価高の上昇とか、いろいろ考えると、1,000円でいいのかなとは思いますが、これ国でいろんなものを調べて1,000円と決めたいんですけども、生活保護者でも5年で1,000円って言うけれども、市会議員の場合は25年間見直しなしでございますので、それは別なことでございますけれども。

実情に合ったようにお願いしたいと思います。

それで、この31ページの真ん中頃に、生活保護費の計算方式、基準額の考え方なんですけれども、私はここを見て、これ何でそういうふうになるのかなという考え、ひとつ不思議だと

思ったので。第1類は年齢掛ける逓減率と書いてあるんですけども、年齢掛ける逓減率というその意味を、年齢ともらう価格が皆違うのか、その辺のところの説明が分かれば了承したいと思いますのでお願いします。

○小野委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 生活保護の基準、保護の最低生活費を計算する方法なんですけど、この中に、第1類という表と、第2類という表の2つの表が入っております。

第1類は、個人で消費するに係る生活費を基に表をつくっているんですけど、そちらのほうが、年齢ごとに世帯員、例えば、75歳以上の方がお2人いる世帯であれば、その表の75歳のところにある金額、その2人分という計算をします。

そこに、逓減率というのがあるんですけど、逓減率というのは、例えば、1人世帯の方と2人世帯の方だと、やはり2人世帯ですと共通経費というのも多少出てくるものがありますので、その分を少し割り引くというような考え方で逓減率というのがあります。

さらに、第2類のほうは、世帯で1という考え方になっております。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

年齢によって上がったり下がったりするのかなと思ったのでお聞きしたんですけども、そうでなくて、1人世帯なのか、2人世帯なのか、3人世帯なのかということ、それに年齢の表の該当者からそれが逓減率という意味が分かりましたので、了承したいと思います。

頑張って生活保護の方も増えているので、しっかり憲法25条じゃないですけども、そういう義務も国もございますので、塩竈市から自殺者出ないように、しっかり応援をお願いしたいと思います。

最後に、新型コロナウイルスワクチン接種事業、資料No.8の35ページですけども、ここに想定回数から見て今度の予算の根拠は4,450回だという説明でございます。その想定回数の考え方、考え方というか、去年がこうでこういう率になるだろうから4,450回にしたんだという、その想定回数の根拠お聞かせください。

○小野委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 ご質疑のこの4,450回の根拠というところでございました。

こちらについては、令和4年度の実績というとおり、新型コロナの秋接種、オミクロン株のワクチン接種ですね。そちらのほうの回数におきまして、今回、該当となる医療機関、想定される医療機関の回数がおおよそ4,500回程度ということでしたので、こちらの4,450回ということで想定回数を設定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

そうすると、大体ほぼ同じくらいか、ちょっと少なめかという私は理解したんですけども、そのような私の考えでよろしいのか。私はもっとずっと少なくなるんじゃないかなと思うんですけども、予算をオーバーしない上限のところを決めるのが予算ですから、それはそれでいいんですけども、考え方だけお聞きしましたので、しっかり事業をやられることを願います。

議案39号から議案43号まで全てについてお聞きしました。私は、この条例文については、市として当然やるべき仕事だと思いますので、賛成したいと思います。

以上です。

○小野委員長 ほかにご発言はありますか。辻畑委員。

○辻畑副委員長 資料No.8の15ページです。今ありましたけれども、この森林環境税、新しく導入されたということで、具体的に塩竈市ではこれをどのように使うのでしょうか、教えてください。

○小野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 森林環境税を財源とするものにつきまして、塩竈市でどのような内容で利用するかという形になりますけれども、この森林環境税を徴収して、この税を基にして森林環境譲与税という形で、本市も含めて市町村に対して分配されるということになります。

先ほど申し上げましたとおり、国際協定に基づきまして、温室効果ガスの削減目標達成、あるいは、災害防止を図るための地方財源ということで対応しておりますけれども、本市につきましては、現段階のところ、こちらの森林環境譲与税、既に来ておりますが、現在、基金で充当しているところでございます。

現在ところ、まだ使途について、既に支出したという実績はございませんので、よろしくお

願いたします。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑副委員長 お金を基金にまず今は入れていて、これからどうするかということまではまだこれから検討ということですか。

○小野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 おっしゃるとおり、活用につきましては、現在、基金に積み立てているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしく願いたします。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑副委員長 分かりました。

あともう一つ教えてください。

31ページの生活保護システム改修についてですが、ちょっとさっき説明は受けたんですが、ちょっと私は分かりにくく、すみません。2の生活扶助基準費の見直しのまず②のところ、ちょっと生活保護費の計算方法がこういう基準1と2を足したのから算出した額の高いほうの額を、これは前の、今、新しく変わったようですが、この意味はどういうことですか。高いほうの額を採用する方式というのはどういうことでしょうか。

○小野委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 今現在の基準額の計算方法になります。

実は今、基準額の計算方法が先ほどお話ししました1類、2類という表があるんですが、それが2種類ございます。基準1と基準2という形で、2種類のそれぞれ1類、2類の表がございまして、そこにその世帯の方の状況を当て込んで、計算をして得られた最低生活費の基準額、その高いほうの額を実際の生活保護の生活扶助費として採用しているという状況がございました。

それが、今回、令和5年10月からについては、その表を1つにまとめて計算をすると。今までですと、1と2の表で、表の中のそれぞれの年齢ごとの金額が多少違うとか、あと、逓減率が変わっているとかというところがございましたので、そこまで何でそういう細かく2つに分けたのかというのは、私もちょっと調べ切れていなかったんですけども、それを1つにまとめてシンプルな形に直ったと考えてございます。

また、今回の基準改定で、不利益が生じないように、今回基準改定で、もし前の基準より金

額が下がってしまった場合は、その分は前の基準と同じ金額で保護費を支給することになってございます。

以上です。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑副委員長 ありがとうございます。

あともう一つですが、これはシステム改修に係って165万円という額ですけれども、10月から1,000円、1人ずつ足すという、この予算というのは今後決まるものなんですか。

○小野委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 生活保護の予算についてなのですが、大変申し訳なくは思っているんですが、毎年12月とかに大きな額で補正を全体の扶助費の出方を見て補正を組ませていただいておりますので、その中で、また改めてご提案させていただければと考えてございました。

以上です。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 1つは、資料No.8の5ページですが、塩竈市印鑑条例の一部を改正する条例についてです。

それで、提案理由で、資料No.5の3ページで、提案理由についてはここに国の法律改正で、それに伴って改正するんだということだと思います。

ただ、今、全国的に様々な問題が、障害が起きているということで、もう国民の7割方がもう不安でしょうがないという声になっているわけです。地方自治体だから、国がやれ、法律改正されればやらなきゃないという立場は理解しないわけではないんだけど、やっぱりこれだけ不安材料が毎日のように起きているときに、一旦立ち止まって、もっとちゃんと検証してくれないかという声を上げていく必要があるんじゃないかと。全部国の言いなりで、何でもやっていくというのは、結局この間、総括質疑でやったけれども、この議案第39号には直接ここでは関係ないんだけど、これからコンビニ交付だということもありますし、医療の関係でどうなんだって言えば、市の職員が責任を負うことになるみたいな、そんなことをやられたらたまったもんじゃないと思うわけね。



ご本人様にも確認をいただくという流れで進めておるところです。

それから、マイナンバーカードのひもづけ、そちらにつきましても、やはりご自身が何にひもづけたのかというのを忘れてしまうということもございますので、私たちのほうでは、カードケースにご自身が、例えばですけれども、保険ですとか、あとは公金振り込みですね、そういったあたりに何にひもづいているよということが分かるように、小さなカードをお渡ししまして、カードケースに入れて保管できるような形で、ご自身にもご理解いただくような取組を市民課でもしております。

市民課としましても、とにかく皆様の不安が少しでも解消されるように、しっかりお声聞きながら寄り添って対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 担当者は、不安だったり、大変なことにならないようには説明するけれども、もう知らないところに全部そのマイナンバーの登録しちゃうと、全部ひもづけされていっているんですよ、私たちの分からないところに。

だから、皆さんがそれぞれ担当のところではそう言うかもしれないけれども、やっぱりもう国全体挙げてやっているひもづけですから、それは職員のところではそういう気持ちで頑張っていることは分かるけれども、やっぱりこれだけの情報が様々もう自分たちの市役所の手からだって、みんな流れていくわけですから。そんなの責任負えませんよ。

だから、一旦、何もなくてスムーズにいつているんであればだけれども、世界中でこんなトラブル続きのマイナンバーカードなんていうのはあり得ないですよ。

だから、一旦、これだけ問題いろいろ露呈しているんだから、ちょっと自治体だけでは、こんな取組はとっても危険過ぎるよということの一声ぐらいは上げていかなかつたら駄目じゃないかと。医療機関なんかもっと大変だからね。人の保険証、ほかの人だの、薬局だの何だの、いろんなことが起きているわけですよ。

それは、この議案とは関係ないからだけれども、いずれコンビニ交付とか言っているけれども、やっぱりきちんと対応すべきだと。

だから、これは、私たちは賛成できないということだけ申し上げておきます。

それから、議案第40号について伺います。

今、前段で質疑されたんですけども、そもそもこの復興税とかというのは、一定の期間があ

ったんですよね。復興税ですから。

この環境税というのは、どういう何て言うの、期間があるのか、ないのかも分かりませんし、ただ、今、地球全体の環境が大変なことになっているということは分かるから、環境をちゃんとしなきゃいけないということは分かるんだけど、国でこの環境税を取るようになった、それは市町村にも若干のお金をよこすにしても、その全体像がどういうものなのかについて分かっていたら、お聞かせいただきたいと思うんですが。

○小野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 まず、森林環境税の成り立ちと申しますか、こちらの大本につきましては、2015年に開かれましたパリにおきまして、国連の気候変動枠組条約、こちらCOP21でパリ協定というものが採択されました。これを踏まえまして、我が国におきましては、森林環境税というものをもちまして、温室効果ガスの排出削減目標の達成、それと災害防止を図るため、加えまして、地方財源を安定的に確保するため、平成31年度の税制改正により創設された国税という構図になっておりますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 税金というのは、ずっと市民が、国民が払っていくものだから、きちっとつかんでなきゃいけないのかなというふうに思います。よろしく願いします。

それでは、18ページの議案第41号ですが、これは分かりましたけれども、東日本大震災による被災者に対する国保の減免とかの条例ですけれども、大体何世帯ぐらいあると見ているのか。これは条例改正ですけれども、中身としてどれぐらいつかんでいるのか、ちょっと教えていただけますか。

○小野委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 現在、何世帯ということですが、現在、国保で原発減免の対象になっている世帯は、3世帯となっております。

以上です。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 分かりました。

新型コロナ関係の事業です。今回、補正組んで様々な物価高騰だとか、保育所などの関係が出されていますが、特に保育所関係では、これ6月の補正ですけれども、1年間の何ていうの、事業の補正だと見ていいのかどうか、その辺はどのように計算されているのか。

○小野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 今回の保育所物価高騰補助事業、1年分なのかというご質問でございます。

先ほどお話しさせていただきましたとおり、令和3年、令和4年度の物価高騰による影響額を踏まえて、1年分で算定したところでございます。

ただ、当然今後、不安定な世界情勢、あとインフレ等の影響、見通しが不透明なところございますので、今後の動向は、引き続き、市の施設に適宜情報提供をいただいておりますので、そういうのを踏まえながら、国の動向を注視していきたいと考えております。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 相当、物価高騰というか、光熱費も含めて、相当いろんなものが値上がりしている中で、今回は国からの交付金で様々事業をやっていたということに感謝するんだけど、やっぱりこれだけでは大変じゃないかなと思いますので、引き続き、適宜状況をつかんで国県への働きかけをお願いして、私の質疑を終わります。

以上です。

○小野委員長 ほかにございませんか。伊藤委員。

○伊藤委員 それでは、私からも質疑いたします。

議案第39号、資料No.8の4ページの条文の新旧対照表を使って、まず質疑させていただきたいと思います。

現行を見ると、いわば横棒を引いてある部分があるんだけど、その上に第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が有効であるものに限るという多分現行条例あるんだね。それが、新しい条例案では、第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。まず、そう改正になっているんだね。この違いを教えてください。

○小野委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 ただいま伊藤委員から、条文の違いというところでご質問いただきましたが、すみません、一度確認させていただきたいと思います。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 分かんないけれども、昔、印鑑証明取るときにカード渡されていたよね。あれは、利用者証明用電子証明書というものとはまた違うものだよ。あれは、あくまでも、個人を

認識するためのカードだったよね、番号で。

その後、どうも利用者証明用電子証明書というのが出たんだね。

今度は、マイナンバーカードということに統一したので、この現行制度の個人番号カード用利用者証明用電子証明書というもの変わったわけだよね、今話題になっている。という認識なの。それでいいのかなどうか、その確認がまずしたかった。

○小野委員長 高橋市民生活部長。

○高橋市民生活部長 今のご質疑にお答えさせていただきます。

今回のこの条例の部分は、文言の整理というところもございまして、現行では有効という言葉で表現させていただいておりましたが、今回、改正案のほうでは、国から示されている内容も記録されているものという表現になってございますので、そういったところで記録されているものという整理をさせていただいたもので、今、伊藤委員がおっしゃったような内容で間違いはないというところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それで、今回、改正になったのは、文言改正になったということも、多分これは説明しなきゃいけなかったんだと思うんだよね、この条例改正の中では。残念ながら、してなくて、皆さん方の認識は、次の改正案の移動端末設備、5ページでいくとスマートフォンをイメージしているんだよね、多分。そればかり見えているんだよね、今ね。

ただ、正直言うと、どうもものが変わってきているんだよね、これね。そういう2つの改正があるということが、まず今回は、説明をちゃんとすべきなんじゃないかなと思うんだけど、いかがですか。

○小野委員長 高橋市民生活部長。

○高橋市民生活部長 おっしゃるとおりで、やはりちょっとそういったところをちょっと整理したところを、丁寧にご説明が抜けておりました。大変申し訳ございませんでした。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 行政側が、末端の市町村が、そうやって説明ができない状況というのは、これは僕も理解するの。あまりにもその制度が早過ぎて、着いていっていないのは事実だから。

ただ、それでも、少なくとも改正になった部分で、市民に説明する場合、やっぱり理解しなきゃいけないと思うのよ。そういったところでは、やっぱりもうちょっと市民の不安を解

消するというのは、相談をしたらしっかりと説明を受けたということが大事。それはやっぱり担当部としては本気になって取り組まなきゃいけない分野だと、私は認識しているんだけど、その辺に対するお考えをお聞きしたい。

○小野委員長 高橋市民生活部長。

○高橋市民生活部長 今のご指摘おっしゃるとおりでありまして、やはりちょっと担当としても理解が不足していたところ、勉強不足だったところ等がございますので、今後に関しましては、そういったところをやはりきっちりこちらでも調べまして対応いたしまして、市民の方々のそういった不安等、そういったところにお応えできるようにしっかりしていきたいと思えます。

以上でございます。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ということで、部長の言葉を信用して、市民から、不安がある方から相談を受けた場合には、このマイナンバーカードを含めた、自分とこの部署だよ、自分とこの部署の説明を国からよこされた文書を読み上げるだけじゃなくて、相手が理解できるように、ちゃんと説明できる体制を部長、責任取ってやるということでもいいんだね。それを確認します。

○小野委員長 高橋市民生活部長。

○高橋市民生活部長 日々そういったところは、担当課でも十分気をつけているところではあります。今後なお一層の、そういったところを注意しながら、日々の事務処理に当たっていきたくて思っておりますのでよろしく願いいたします。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それでも、もう1点お伺いしたいのは、これもし何かの都合で何が原因か分からないんだけど、誤って他人の印鑑証明書が出てしまったと。すると、印鑑証明書持っていけば、他人だって、その人になりすますことは可能になるよね。

そういう場合、役所としてはすぐ分かるようなシステムにはなっていないと思うのよ。これは要は、全国統一の要はネットワーク網の中で、一組織として塩竈市が加盟している話だと思うから。ただ、そういったことを塩竈市にもしこうだったという、何か自分も知らないうちにそうなったという説明を塩竈市の窓口に行くとしたら、それは市民生活部でいいのかな。そういうことって、役所の中で相談しているかな。

○小野委員長 高橋市民生活部長。

○高橋市民生活部長 今のお話ですと、仮に印鑑証明等が間違っただけで交付されてしまった場合というところになりますと、やはり所管としましては、市民生活部の市民課ということにはなりますけれども、こういった事例によってそういったことが起きるかというのは、今のところちょっと想定はできませんけれども、その内容によりましては、やはり塩竈市全体として対応しなければいけないところではないかなと考えております。

以上でございます。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そういうことが考えられるので、別に担当部だけを責めるんじゃないんだよ。そういったことをしっかりバックアップとして全庁体制の中で、対応できるような体制を、やっぱり市民生活部長としては、庁議出ているわけだから、そこで提案するべきだと思うんだよね、担当部としては。

そういうこと、やっていただけますか。

○小野委員長 高橋市民生活部長。

○高橋市民生活部長 今後に関しましては、そういったところも考慮しながら、庁議等に参加して臨みたいと思います。

以上でございます。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そういうことで、最悪の事態あった場合にも対応できるような体制を担当部としては、しっかり全庁に伝わるように、情報共有できるようにやっていただけるということなので、そのことを理解してこのことに関しては、条例そのものの改正については理解するしかないのかなと思っているところですので、今、ここでお話しになったことはしっかり実施していただけますようお願いをしたいと思います。

次に、同じ資料No.8の130ページ、コミュニティ助成事業についてお伺いいたします。

ちょっとお待ちください。30ページでした、すみません。

このコミュニティ助成事業についてお伺いをしたいんですが、今回、採択になった町内会は、多分これは集会所を持っているという認識でいいんだよね。集会所があるという認識でいいんだよね。そこの備品ということで多分やってらっしゃるんでしょうけれども。

これは、任意団体としての申請をなさっている団体ですか、それとも、集会所を市からお借りしているという団体ですか、どちらでしょうか。委託を受けているという団体でしょうか。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 後で調べて。それを含めて聞くけれども、それによっては、この一般コミュニティ助成金で、いろいろテレビだ、テーブルだ、エアコンだという形で補助を受けるんだけど、これずっと思っているんだけど、一般コミュニティ助成金を使って集会所を建てる時、これの根本的な、本来宝くじとか県の考え方は、市が建てるという前提なんだね、自治体が。そこに関係する町内会なり、利用する方々がお金を負担するというような本来の在り方なの。

だけど、塩竈市はずっと集会所については、町内会の持分だという流れできているから、全て補助金という形の流れをつくっているんだよね。だから、申請団体も町内会という形になっている。

それで、これ町内会が申請団体なんだけれども、集会所の場合は、町内会が補助金もらって、宝くじから補助金もらって、集会所建てました。任意団体でない限りは、市に寄附するんだよね。寄附を受けて、寄附されてという形になっているよね。だから、市の財産になっているんだよね。

今回、備品の場合、町内会が一応自分たちでお金出して、お金出してというか、補助金をもらいながら買うわけだけれど、この備品の所有者ってどこになるのかなって、ずっと思っていたの。うちの町内会からも相談あったりなんかしたときに。

これそうしないと、ちゃんとそれを明確にしておかないと、じゃあテーブル設置しました、補助規定の中では何年間は必ず整理番号つけて保管してくださいとか、そういう補助の要綱あるよね。そういったことをちゃんと説明できなきゃいけないよね、市役所としては。

その辺のところ、いや、うちは市に建物を寄附しているんだから、物をもらったら、これも備品も市に寄附しますよという言い方も可能な話なんだよね、これ。市の集会所の流れでいくと。多分、この辺のところ、まだ整理ついていないと思うんだ。今のところ、見ていて。

だから、その辺はちょっとちゃんと管理しないと、お互いここ曖昧になっているんだよ。だからって、みんな任意団体になれるかといったらなれない話だよ。

だから、そういったことは、何とか市としても考えて、やっぱりこういう団体、ただただお金を持ってくる、補助金を申請受け付けて、県に出したら出たとか、頑張ったらこれだけ取れたではなくて、やっぱそういったところも、税金の使い方として、税金ではないな、これ宝くじだからね。自治会からの自治センターのほうに入るんだろうけれども、そういったや

っぱり、その代わり、皆さん宝くじ買ってくださいなと、こうやって皆さん方に還元されますよということが言えるようになるわけだから。だから、その辺のところも、もうちょっと整理した上でやったほうが、行政としては多分理解深めないと、この話で後々ちょっと問題になることも出てくるんじゃないかなと思っているので、その辺のところをお願いをしておきたいと思うんですが、いかがですか。

○小野委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 伊藤委員からご質疑いただきました。

まず、集会所、例えばなんですけれども、町内会の集会所につきましても、かなり年数がたっていて、老朽化している。今、そういった中でご苦勞を皆様方に与えているということもあると思います。

今回の備品の購入ということなんですけれども、建物については、なかなか新しくというところまでいきませんが、そういった備品の購入も含めながら、何ていうんでしょうね、コミュニティーっていうんですか、そういった辺りをしっかりと、建物は駄目でもしっかりとそういったものをつくりながら、コミュニティーの活動だけはしっかりと強めていただくというところを私たちは考えていきたいと思っています。

ただ、先ほどお話ありました支援団体というお話もありましたけれども、やはりいろんな意味でハードルが高いということも現実的にはあるんだろうとは思っています。

ですので、それぞれ集会所につきましては、それぞれの状況が本当にそれぞれ違いますので、そういった辺りも含めて、私たちしっかりお話を聞きながら、それぞれの地区のご希望に沿いながら、まずは備品の管理も含めて、ここはやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そういったことが、応募する方々が分かるようにしていただいて、負担にならないように、多分そういうことが分かってくると、物を買うときにもどういった物を買わなきゃいけないか分かると思うのよ。ただ安けりゃいいという話、すぐ壊れたりするからね、椅子とかテーブルというのよ。

そういったやっぱり保存期間というものと、物のよしあしというものをやっぱり判断できるようにもなってくるので、そういったところも役所側が説明できるようにちゃんとしていただければと思いますので、お願いをしたいと思います。

次に、同じ資料の33ページをお願いします。

保育所等物価高騰対策補助事業についてお伺いいたします。

これは、今回たまたま新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金というものが組み込まれてきたわけだね。

それで、さっきご説明いただいたように、塩竈市の場合だと、これエネルギーの確保等ということ念頭に置いて、過去2年間の平均取って案分して、大体補助単価として4,300円ぐらいを出したと。これ施設の定員数ということだね。掛けて補助するんだけど、もらった事業者というのは、何に使ってもいいんでしょうか。

○小野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 こちらについては、運営費全般に当たっての支援ということでございますので、児童数に応じた一律補助でもございますので、これに使ってというような指定ではなく、光熱費で経費が増した分に充てていただければという趣旨でございます。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そのときに、ちょっと参考資料として、この資料の39ページ、これ教育委員会なんだけれども、学校給食食材購入支援事業というのがあるんだけど、これは分かりいいよね。何に使うかというの。

もしかしたら、この今回の保育所の物価高騰対策だって、おやつ代とか、そういったものとかいろんなものに回れる可能性があるよね。で、市町村は、少なくとも国の交付金、これ10分の10で出すんだけど、やっぱり事業者からの後々の聞き取りをして、どういったことに使われたか。この交付金自体が、どういう効果を持ったかということは検証すべきだと思っているんだけど、その辺のお考えはありますか。

○小野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 これ昨年度の実績等を踏まえて、このくらいの金額の増減あるというようなことは伺って算定したところでございますので、今回も光熱費等の増加額とか、実績などは伺いながら今回の効果というの、効果というか、全額支援というわけにはいかないケースもあるかと思いますが、一定の支援できたものと考えてまいりたいと思っていました。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 しっかり子供たちに、またそのご家族に、しっかり還元される。ただ、その一方で、

保育所も保育士のスキルアップをしなきゃいけないところもあるよね。保育士のそういう確保するために必要な費用というのもあったりするよね。

多分、その保育所、保育所によって様々あるんだろうけれども、その辺はしっかり聞き取りして、本来、これ何の目的で出されたか。もしかしたら、要は何だ、物価高騰で本来、保育所としてほかに回すべき費用が回せなくなった部分を補うという発想で取組をするようになるんだろうけれども、多分そうやって受けていると思うんだよ、多分、保育所それぞれは。

だけど、でき得る限り、それがしっかりと、行政として保育所を民間に預けているところもあるじゃない、学校なんかと違って。そうすると、そことの関わりの在り方なんだよね。皆さん、大好きな外部委託、アウトソーシングなんだけれども、そのときに行政は行政として、目的を持って税金を使うんだよ。

一方で、民間は民間でのそれぞれ事業目的があるわけだ。そういったことが、うまくお互い話し合う、コミュニケーションが取れるような状況をつくっていかないと、こういう交付金をせっかく出しても、何ていうのかな、成果という部分でいくと、期待するほどでもなかったという部分になる可能性もあるんだよ。

だから、これは、国から来たお金だから出せばいいんだではなくて、市としてもやっぱりそういう行政目的と民間の事業目的ということ、しっかりコミュニケーションを取りながら、何せ塩竈市の子供たちが安心して預けられるような、親が安心して働けるような、子供たちがしっかり幼児教育を受けて、立派な大人に成長できるように、そのような施設運営になる、お互いそういう目的だと思うので、その辺はしっかり取り組んでいただきたいと思うんですが、ただ配ったじゃなくて、そのお考えを聞きたいんですけども。

○小野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 おっしゃるとおり、ただ配って終わりではなくて、しっかり使っていただくということは大切だと思っております。公私立園の施設長会、定期的を開催しております、その中でお話を伺ったり、あと、児童の入り組みがあるので、その中で今、困っていることってこういうことなんだよねなんていうことをお話を伺った上で、今回、こういった物価高騰対策のお話も出させていただいております。それで、そういった保育事業者の実情をしっかりとコミュニケーションを取りながら、それが保育の向上につながるように、今後ともコミュニケーションしっかりと図っていきたいと考えております。

○小野委員長 ほかにご発言はありますか。（「なし」の声あり）

それでは暫時休憩をいたします。

午前11時31分 休憩

---

午前11時32分 再開

○小野委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第39号について採決いたします。議案第39号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小野委員長 挙手多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号ないし第43号について採決いたします。

議案第40号ないし第43号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小野委員長 挙手全員であります。

よって、議案第40号ないし第43号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

午前11時33分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 小野 幸 男